

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話(平成 30 年 10 月 12 日)

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準と均衡を図ることを基本としています。本年、職種別民間給与実態調査を実施し、職員給与と民間給与を比較した結果、職員の月例給及び特別給については、いずれも民間を下回っていることが明らかになりました。

この民間給与との較差を解消するため、本年は昨年を引き続き、月例給については、若年層に重点を置いた給料表水準の引上げを行うとともに、子に係る扶養手当の手当額を引き上げることとしたほか、医師等の初任給調整手当及び宿日直手当の引上げについて勧告しました。また、特別給についても、民間の支給月数に見合うよう年間支給月数を 0.05 月分引き上げることがを勧告しました。

この他、職員の人事給与等に関する今後の課題として、人事給与制度に関しては、能力及び実績に基づく人事管理の推進、多様で有為な人材の確保及び育成、女性職員の登用、定年の引上げについて報告しました。また、働き方改革と勤務環境の整備に関しては、総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、仕事と家庭の両立支援の推進、ハラスメントの防止等について報告しました。

特に、総実勤務時間の縮減について、いわゆる「働き方改革関連法」が成立し、長時間労働是正の重要性が高まる中、本県でも、職員の心身の健康保持や公務能率の向上のため、業務の合理化等、働き方の見直しにつながる取組を進めていくことが重要な課題であることを報告しました。ま

た、教職員の勤務時間について、勤務時間の客観的把握、業務量の適正管理及び健康管理が必要であることを報告しました。以上の取組を推進するに当たり、本委員会としましても、労働基準監督機関としての役割をより充実させて参りたいと考えています。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることが、職員の勤務条件について県民の御理解を頂くことにつながるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、もって効率的で安定的な行政運営に寄与するものであります。

職員にあっては、一昨年地震発生以降、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興のため、職務に精励されていますことに対し、心から敬意を表します。今後も、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えていかれることを期待します。

各任命権者においては、創造的復興をはじめ県勢の更なる発展に向けて、職員が職務に専念できるよう、勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き十分な取組をお願いします。

最後に、県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、個々の職員がそれぞれの職場で使命感を持って毎日の職務に精励していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。